

環境省 同時発表

平成 25 年 9 月 11 日

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

施行規則の一部を改正する省令が公布されました

本年 6 月 12 日に公布された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、新たに許可制が導入された第一種フロン類再生業の改正法全面施行前の許可申請(準備行為)を可能とするため、本日 9 月 11 日、第一種フロン類再生業の許可申請に係る規定を定める省令を公布しましたのでお知らせします。

1. 改正法について

高い温室効果を持つフロン類(HFC等)の排出の抑制を推進するため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策とするための改正法が第 183 回通常国会で成立し、本年 6 月 12 日に公布されました。具体的には、業務用冷凍空調機器の使用済フロン類の回収・破壊のみを規制対象とする現行規制に加え、冷媒転換やフロン類の管理の適正化等を求める規制を導入すること並びにフロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制を導入すること等の措置を講ずることとしました。

2. 本省令について

改正法によって新たに許可制が導入された第一種フロン類再生業については、改正法附則第 2 条(準備行為)において、法の全面施行前の申請を行うことができる旨が定められています。本省令は、本年 9 月 11 日に準備行為に係る規定が施行されたことに伴い、当該規定に基づく申請行為を行えるよう、第一種フロン類再生業の許可申請に係る規定を定め、公表するものです。

第一種フロン類再生業を行おうとする者は、本日以降、本省令の例により、再生業の許可に係る申請を行うことができます。

※ なお、第一種フロン類再生業の許可は、申請時期にかかわらず、改正法の全面施行の日(平成 27 年 4 月予定)より行います。

〈省令の内容〉

- 第一種フロン類再生業の許可基準に係る事項
 - ・ 再生施設等の構造に関する基準

- ・再生施設等に係る再生の能力に関する基準
- ・再生施設等に係る使用及び管理に関する基準

○第一種フロン類再生業者の許可に係る申請方法及び申請書に添付する書類
に係る事項

○第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類再生業の許可を受けることなく
行うことのできる再生業に係る事項

※より詳細な内容は、参考資料「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保
等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を御参照ください。

3. 施行期日等について

省令の公布日：平成 25 年 9 月 11 日

省令の施行日：改正法の全面施行の日（改正法公布の日（平成 25 年 6 月 12 日）
から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日（平
成 27 年 4 月予定））

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課長 三木

オゾン層保護等推進室長 大木

担当者：保田、小倉

電話：03-3501-1511（内線 3711）

03-3501-4724（直通）